

主な内容

2面 石原税調副会長の講演要旨
3面 当面の問題シリーズ112
～社会保障と消費税～
4,5面 パネルディスカッション
～マイナンバー制度～

東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1

税理士会館別館 3F

電話 (03) 3356-4479

URL http://www.t-zeisei.jp/

編集発行人 中川 常彦

広報委員長



(左から) 田原氏、山田氏



(左から) 坂田氏、山田氏

税制改正大綱
テーマに「合同セミナー」

本連盟は東京税理士会との共催で、5月8日、東京税理士会館において「合同セミナー」を開催した。

今回の大きなテーマは「平成27年度税制改正大綱を読む」。

第一部は、自由民主党税政調査会・副会長の石原伸晃衆議院議員(東京都)を講師に迎え基調講演を行った。

石原議員の講演では、法人税の実効税率の引下げについての考え方、消費税の増徴引上げ時の軽減税率の導

入に対する問題、相続税・贈与税の改正の主な点が中心となった。

新たな税制が大綱に記載され、法案となり、世に出回ったところで終わりはしない。実際に日々の業務でクライアントと接し活用できる制度であるかが重要である。石原議員は、日々の業務の中で税理士として感じること、気づいたことを具体的な提案として政治の世界へ届けたいという要望した。

第二部は、今回の大綱

税政連の力量発揮のとき

統一地方選挙が終わり、国会はゴールデン・ウィーク後に重要法案の審議に入る。社会保障・有期法制の整備、派遣労働者法や労働基準法の労働法制の改正、民法(債権法)の改正等、目白押しだ。税制面では、消費税の軽減税率の導入や法人実効税率の引下げに伴う代替財源としての中小法人への課税の動向等、税政連の対応は各県から注目され、その力量が試されている。そのなかで、各県税政連は、来月、支部の総会に併せて定期大会を開催する。この大会では次の年間の活動を担う役員を選出、新たな陣容で対応することになる。

でも記載され、今年10月から国民に付されることになっているメニューを題材にパネルディスカッションを行った。切り口はメニュー制や税理士の業務に与える影響などだ。

東京税理士会規制改革・納税環境整備対策委員長の宮本雄司氏をコーディネー

こんにちは、会長です



終わった。

わが税政連は、活力ある地方自治の構築に向けて、税理士の職責と職能をどのように提供していくかが問われている。以下、運動の方向性を整理してみたい。

自治体への働きかけを強めよう 内藤 信子

全国の自治体の中で「村」が一番多いのは東京都だと言ったことがある。確かに島根県には「〇〇村」が多いが、どこへ来ない。

先般、将来、消滅する可能性のある自治体として豊島区があげられ、ショックを受けたことは記憶に新しい。

さて、統一地方選挙が

① 行政不服審査法の全面改正に伴い、地方公共団体に不服申立機関(第三者機関)と審理員の設置が義務付けられた。この第三者機関が関与する案件については、地方税関連が多く見込まれること

② 東京都、特別区・市町村が実施している税に関する相談を担当する税理士については、引き続き東京会の推薦する会員が担当することを要請している。

形標準課税の中小企業への拡大を阻止することは最大の課題の一つである。地方税の改革を進めるに当たっては、全国知事会等と連携して運動することも必要と考える。

⑤ 税理士会は、昨年の税理士法改正と租税教育を推進することになった。その趣旨を学校関係者だけでなく議員にも説明し、理解を求めている。消費生活、PTA等に対してアプローチを行っている。

⑥ 法人実効税率の引下げに伴う代替財源措置としての外

本連盟は4月14日、東京税理士会館において単位税政連及び後援会会長・幹事長合同会議を開催した。この中で、全国市区選挙管理委員会連合会の秋野調事務局長を講師に招き、選挙二法(公職選挙法と政治資金規正法)についての研修会を行った。

研修会開催日が、統一地方選挙後半戦の5月5日というところもあり、一般的によくある連日開催などの事例とともに説明を受けた。

連選制については、関係

資金規正法)についての研修会を行った。研修会開催日が、統一地方選挙後半戦の5月5日というところもあり、一般的によくある連日開催などの事例とともに説明を受けた。

連選制については、関係

研修会終了後、会務報告

選挙二法の研修会

統一選前単位税政連・後援会に

ターに、特定個人情報保護委員会・事務局長の真田真理氏、国税庁企画課長の重藤信郎氏、本連盟・政策委員長の坂田真氏による意見交換を行った。

講演を聴いた会員からは「個人情報の取扱いのルールが細かく、これから業務も煩雑になりそう」と焦りの声が続いてきた。

当日は500名近い会員が出席し、熱心に耳を傾けた。(関連記事2面、4、5面)

第200号掲載の写真を募集

東京税政連では9月1日発行「東京税政連第200号」1面掲載の写真を募集しています。

◆テーマ 自由。(例) みのり A4ヨコで掲載されます。税理士が撮影したもので日税連、日税政、東京会等に応募していない作品に限りします。

◆締切日 平成27年7月末日

◆選考 8月の広報委員会にて選定します。

◆送付先 東京税理士政治連盟事務局 151-0051

渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 別館3F E-MAIL info@tozeisei.jp

TEL 03-3356-4479

その他ご不明な点は東京税政事務局までお問い合わせください。

を行い、日頃の活動の経過を報告した。これから支部・税政連は総会シーズンを迎え、今年度の活動のまとめに入る。

来年度税制改正く
要望書の策定開始

本連盟の政策委員会(坂田委員長)は、東京税理士会が「平成28年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」を理事会決定(平成27年3月19日)したを受け、来年度税制改正に向けた要望書の策定に入っている。

2月に行われた自民、公明両党の税制調査会の会合から、消費税に軽減税率の導入をする場合の具体的な制度設計に向けての検討を開始しており、今秋までに具体的な制度案を取りまとめるとしている。

税調の「通年化」の動きが予想されており、本連盟としても、気の抜けない対応が求められる。

国土交通省は本年4月22日、東洋ゴム工業株式会社が国交省の認定を受けて製造販売した免震設置(免震ゴム)について、145棟・2907基の性能が認定基準を満たしていない不良品だったと発表した。しかも、取得した大臣認定のうちにはデータ改ざんに基づく不正取得があったという。免震ゴムは地震の揺れを吸収するため、ビルなどの建物の基礎部分に取り付けて使われるもの。阪神淡路大震災や東日本大震災の経験から防災意識が高まる中、注目技術の一つとなっており、被害の増大が懸念される。それにしても今回の東洋ゴムの対応は、無責任としか言いようがない。問題が発覚したのは昨年2月、社内調査を経て、最終的に国交省に連絡したのが今年の2月という。事業関係を公表しなかった間、不良品を出荷し続けたというだけに、かなり悪質である。南海トラフ地震に備えるため、いろいろな地震対策技術が脚光を浴び、国からも多額の補助金が支出されている。東洋ゴムがこれらの補助金を受け付けているのか、また、東洋ゴムが政治献金をしているのかどうかについては今のところ報道されていない。今回の問題が第3次安倍内閣に再燃した「政治カネ」の問題に絡み、献金騒ぎが出ないと良いのだが。

税政連

論説

来年1月から利用が開始される。マイナンバーの導入に際しては、関与先に適切な指導が必要であり、その指導を誤ると関与先から思わぬ損害賠償を請求される可能性もある。また、税理士事務所においても法定調書や年末調整、確定申告等の業務で、個人、法人番号を記載することになるが、その番号の管理にも適切な

特定個人情報の中でも最も重要といえるマイナンバーは、本年10月から個人及び法人の番号通知が始まり、

対応が要求される。もちろん税理士事務所では、番号が漏洩しないよう万全な態勢を取るのであるが、万一漏れた場合には税理士業務停止等の懲戒処分される可能性がある。税理士事務所

所では、根本的な業務(顧問契約を含め)の見直しを求めるが、日税連や東京会においてはあらゆる漏洩の可能性や、防止策を検討し、会員に提示すべきである。また、日税連は、法運用に関して、当局と早急

である。行政手続に添付書類がいなくなることや、税金逃れを把握しやすくなることもあるため、さらに利用を拡大する構想もある。その第一弾として、改正送達案が8月10日、衆議院に提出されている(関

に細部まで煮詰め、会員に適切な指導と連絡をすべきである。そもそもマイナンバーは、年金事務所や税務署、自治体など様々な機関が別々に持っている同一人の情報を結びつけるもの

番号法の運用に注視を

適用範囲は拡大へ

拡充③地方公共団体が行う事務への利用範囲の拡大である。①については、平成27年度税制改正大綱(1月14日閣議決定)において納税環境の整備の一環として改正することが盛り込まれている。

その内容は、①預貯金口座へのマイナンバーの付番②医療等分野における利用範囲・情報連携の

今回の改正は、昨年5月20日付の「IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会中間とりまとめ」を一部先取りしたものといえる。今後、マイナンバーの利用範囲は、「中間とりまとめ」に沿って更に拡大されることになる。行政の効率化や国民の利便性が高まるに連れて、個人情報保護のシステムはより一層強化されなければならない。税政連としては、このような動きをいち早く察知し、適切な運動を展開して行くことが必要である。

今回の改正は、昨年5月20日付の「IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会中間とりまとめ」を一部先取りしたものといえる。

活発な意見交換で活性化を

東日本六税政連会議



本会議は1月26日、衆議院第一議員会館・国際会議場において東日本六税政連役員連絡協議会を開催した。出席者は、北海道から東北、関東、信越、千葉、東京地方と東京の六税政連の関係役員、80名が一堂に会した。会議の冒頭、会場使用に尽力いただいた自由民主党東京都連会長の石原伸義議員(東京8区)と平沢勝栄議員(東京17区)が激励と挨拶に駆けつけた。今回のテーマは、「後援会活動の現状と課題」と税政連加入率の向上について。事前のアンケート結果に基づき議論を行った。後援会活動と税政連加入率(組織率)の問題ともに、税理士法人が多い都市部の税政連と職住接近で地元密

着型の税政連では、地域間の特殊性がある。それぞれの税政連で抱えている問題点を共有することではないが、活動の鈍化を防ぎ、さらなる活性化のため頭を悩ます役員の方々は、同様に悩んでいた。特に、新人会員や幹事会員の勧募方法が話題に挙がる。よい知恵・よい案はないかと議論も盛り上がり、活発な意見交換が行われた。会員の単単位と税政連を組織するケースや、東京のように支部税政連で組織するケースがある。効果的な方法も模索し、地域性にあったものを取り入れていきたい。協議会終了後は、蔵政記念館内にあるレストラン・蔵ガテにおいて、懇親会を行った。

経済の好循環を!!

石原税調副会長の講演要旨

石原税調副会長は、平成27年度税制改正について大要を次のように述べた。

【27年度改正の基本的立場】デフレからの脱却、経済の再生を目指す。企業の収益拡大は内部留保ではなくて資金の上昇や雇用の拡大につなぐ。消費の拡大や投資の増加を通じて、さらなる企業収益に結びつくよう経済の好循環を実現するものである。

【成長志向に重点を置いた法人税改革】

国・地方を通じた法人実効税率を段階的に引き下げ、20%台まで引き下げる。代替財源については、他の税目に求めるのではなくて、課税ベースを拡大して税率を引下げる。具体的には、欠損金の繰越控除制度の見直し、受取配当等の益金算入制度の見直し、外形標準課税の拡大が主なものである。ただし、今回の改正では、中小法人への適用は見送り、今後の課題とした。中小法人への配慮については、ご意見をお願いしたい。一方、経済の好循環を実現するために雇用創出等

支給額が増加した場合の税額控除制度を設けた。

【消費税率の引き上げ】

昨年11月、安倍総理は、デフレからの脱却、アベノミクスの成功を確かなものにするために消費税率の引き上げを18カ月延長するということを表明された。これを受け、この引き上げ時期を27年4月1日とする改正を行う。

軽減税率については、大綱においては、「関係事業者を含む国民の理解を得た上で税率10%時に導入する。平成29年度からの導入を目指して対象品目、区分整理、安定財源等について早急に具体的な検討を進める」とした。検討する際の注意すべき点は、消費税率は上がり、軽減税率の適用が拡大して税収が減り、社会

保険のサービスが低下したというのでは本末転倒。事務負担が過大になっても困る。丁寧に議論を進めたい。

【相続税・贈与税】

高齢者層からお金を使いたい若い層への資金の移転をスムーズに行うという意図で、直系尊属から住宅資金の贈与を受けた場合の非課税措置を拡充した。

結婚・子育て資金の一括贈与について贈与税の非課税措置を創設した。結婚と子育てに当てる費用として、20歳以上50歳未満の方に直系尊属から1千万円まで(結婚は3,000万円まで)の贈与を非課税とするもので、本年4月から27年3月までの4年間は認め。 (文責 広瀬委員会)

税制・中小企業支援テーマに

懇談会を開催

本会議は東京税理士会との共催で、3月23日、全国町村会館(千代田区)において、中小企業関係団体との懇談会を開催した。

今年で22回目の開催となり、日本商工会議所・東京商工会議所、全国商工会連合会・東京都商工会連合

会、全国中小企業団体中央会・東京都中小企業団体中央会と今回初参加となる日本政策金融公庫の7団体が出席した。

懇談会を行う税政連役員



今回のテーマは「今後の税制改正の方向性」と「各団体が取り組んでいる中小企業対策について」の2点。各団体とも平成28年度税制改正についての意見・要望の取りまとめはこれから

スタートする。前年からの継続が予想される要望は、中小企業への外形標準課税の導入反対と消費税率の軽減税率制度の導入反対である。新聞等によれば、今年度は通年で与党税制調査会が開催されることが報道されており、これを念頭に要望・陳情活動を行うスケジュールを意識

する必要があるとの認識を確認した。中小企業への支援策については、昨年成立した小規模企業振興基本法にのっとり、きめ細やかな中小企業・小規模事業者への支援が

求められている。今後、税理士が、実務面でもメニューに対し積極的にコミットしていくことは中小企業の活性化のためにも重要となる。

税制改正については、本会議の坂田委員長が27年度の税制改正要望の活動を報告し、東京税理士会の平井調査研究部長が平成28年度の意見書について重要改正要望のポイントを説明した。

税理士会の中小企業支援策については、東京税理士会の小越中小企業対策支援委員長が、現在、中小企業支援に積極的な信用金庫等と連携を進めている旨の活動報告を行った。

社会保障と消費税

「当面の問題」

シリーズ

112

1 はじめに

3月31日、2015年度税制改正案が参議院本会議で、自民・公明、次世代の党などの賛成多数により可決、成立した。

それにより消費税の10%への引き上げは、当初予定よりも1年半先送りされ、2017年4月からの実施が確定した。今回の改正では、景気の状態により税率を10%に引き上げるかどうかの判断をする「景気条項」が削除されており、景気が悪化している場合でも更なる延長はせず、2017年4月には消費税が10%になる。

2 社会保障と税の一体改革

今、日本は、高齢化、人口減、財政難の三重苦にあえいでいる。厚生労働省によると、2025年には高齢化がピークを迎え、75歳以上人口は総人口の5分の1に迫る2179万人にのぼると推定されている。それに伴い2025年には、医療給付費が39兆円から54兆円に、介護給付費は8兆円から19兆円に膨らむ予想される(2012年度との比較)。

一方、保険料の負担を重くする現役世代は、1割以上減

少する見込みであり、現役

世代の医療費や介護費の負

担は跳ね上がることになる。

このような状況を踏まえ、2012年8月に社会保障と税の一体改革に関する8法案が成立した。

3 医療・介護総合確保推進法

医療・介護総合確保推進法は、「医療法」、「介護保険法」、「地域における公的介護施設等の計画的な

整備等の促進に関する法律」などの一部改正から構成されており、医療法関係については2014年10月以降、介護保険法関係については2015年4月以降、それぞれが順次施行されている。

高齢化と人口減が同時に進むなか、高齢化による給付額の増大で制度が維持できなくなる恐れがあるため、サードや負担を大きく見直す必要が出てきたもので、2000年に介護保険制度がスタートして以来の大きな見直しとなっている。

この制度改革の大きな狙いは、地域に移るものは地域に移し、地域の方で負担を分担し合い、制度の危機的状況を脱することであり、そのための財源として消費税増税分が充てられることになっている。

4 消費税10%先送りの影響

消費税5%当時の政府の発表では、消費税が10%に引き上げられた場合、消費税5%引き上げ分のうち、約1%分(2.8兆円程度)は子ども・子育て支援、医療・介護、年金の各分野の充実に、残りの4%分(11.2兆円程度)は社会保障の安定化のための

財源にするということであった(政府広報サイトより)。

しかし、消費税10%への引き上げが先送りされたため、見込んでいた財源が確保されないことになり、消費税10%を前提に計画した子ども・子育て支援、医療、介護、年金などの社会保障充実策はその見直しを余儀なくされている。

安倍政権が重視する女性

支援を後押し、待機児童を解消するために2015年4月からスタートしている「子ども・子育て支援制度」には、2015年度に約5千億円を投じる予定になっているが、財源確保には懸念が残る。

「子ども・子育て支援制度」に対しては、消費税が10%になる2017年4月までの間、「つなぎ国債」を発行して代替財源とする

軽減税率対象品目と減収額(単一税率と比較)

軽減税率対象品目	1%当たりの税収減	備考
全ての飲食料品(A)	6,600億円	
Aからお酒(B)を除く	6,300億円	英・独・仏・加…酒は標準税率
AからBと外食(C)を除く	4,900億円	英・独・仏・加…外食は標準税率
AからBとCと菓子類(D)を除く	4,400億円	英・独…菓子類は標準税率
AからBとCとDと飲料を除く	4,000億円	英・独…飲料は標準税率
生鮮食品のみ	1,800億円	韓国では生鮮食品のみ軽減税率
米・味噌・醤油	200億円	
精米	200億円	

*2014年6月5日与党税制協議会「消費税の軽減税率に関する検討について」を参照し作成

もしたが、つなぎ国債が、特定の歳入確保を法律で担保することを発行政の原則としているため、消費税が10%になった時には、その一部は償還財源に充てられる。よって2017年4月に消費税が8%から10%に引き上げられても、差額をすべて社会保障のための新たな財源とすることはできない。

5 安定財源としての消費税

消費税は、景気に影響されない安定財源であると言われている。しかしその一方で、滞納リスクの高い税幅広い国民が負担するため、特定の者に負担が集中せず、納税者の所得水準や生活状況に関係なく低所得者や貧困層にも課税される。

消費税は水平的公平に資する反面、所得に対する負担割合は逆進的になる。消費税の引き上げでは、この逆進性への対応策が大きな課題となっている。

政府与党は、逆進性対策として消費税が10%に引き上げられる2017年度からの軽減税率導入を目指している。しかし軽減税率の導入では逆進性の対策にはならない。食料品を対象と考えた場合でも、その効果は高所得層や富裕層にも波及し、低所得層の負担軽減効果はほぼ期待できない。またその他に対象品目の繰引きや事務的負担増など多くの問題が残る。更に税収の面から言えば、軽

減税率の導入はむしろ逆効果でもある。全ての飲食料品を軽減税率の対象とした場合には、単一税率と比べ1%の軽減税率で6600億円の増収になると言われている(2014年6月5日与党税制協議会「消費税の軽減税率に関する検討について」より)。

6 おわりに

1989年(平成元年)4月、竹下登首相の時に初めて導入された消費税は、最初3%の税率からスタートし、その後、1997年4月、税率を5%に引き上げている。その引き上げから実に17年ぶりに昨年4月、税率が8%に引き上げられた。この間はバブル崩壊後の経済の低迷期とも重なっているため、なかなか消費税引き上げに踏み込めなかったとも言える。しかし今年度の税制改正で景気条項が削除され、2017年4月からは景気に関係なく消費税が10%に引き上げられる。

国債の世代がた歳以上となる2025年はずい目の前に迫っている。超高齢社会の到来を目前にして、消費税を10%に上げたところで社会保障は到底賄いきれない。ある程度の負担増は仕方ないとして国民も諦めている。しかし先に増税ありきではなく、負担と給付のバランスをどうやって考えるかを更に議論し、国民が納得する制度の構築を図ってほしいものである。(政策調査室)野田孝子

とされており、先般、国税庁において、どのような方法で本人確認をしたかを規定した告示を制定しました。具体的な内容については、国税庁のホームページをご覧ください。

宮本会員 個人番号を本人から受取る者と実際に源泉徴収票を作成する者が、これが異なった場合、注意すべき点は、

其田事務局長 保管の必要があるのは、税務署とか、ハローワークに提出する人たちだけです。途中の人たちは保管する必要はないので、速やかにその書類は返して、手元に置かないようにする。(図2)

途中の人に番号を確認する任務を与えるかどうかは、事業所の規模や組織の形態により、事業者の判断になります。ただ受け渡すだけの場合、受け渡す人に見えないような手法を取ったほうが安全でしょう。

安全管理措置

宮本会員 安全管理措置について、まず基本方針と取扱規程等の具体的なイメージ、各措置の概要について説明をお願いします。

其田事務局長 委員会のガイドラインでは個人情報保護法に基づく主務大臣のガイドラインの最大公約数的なことを示しています。

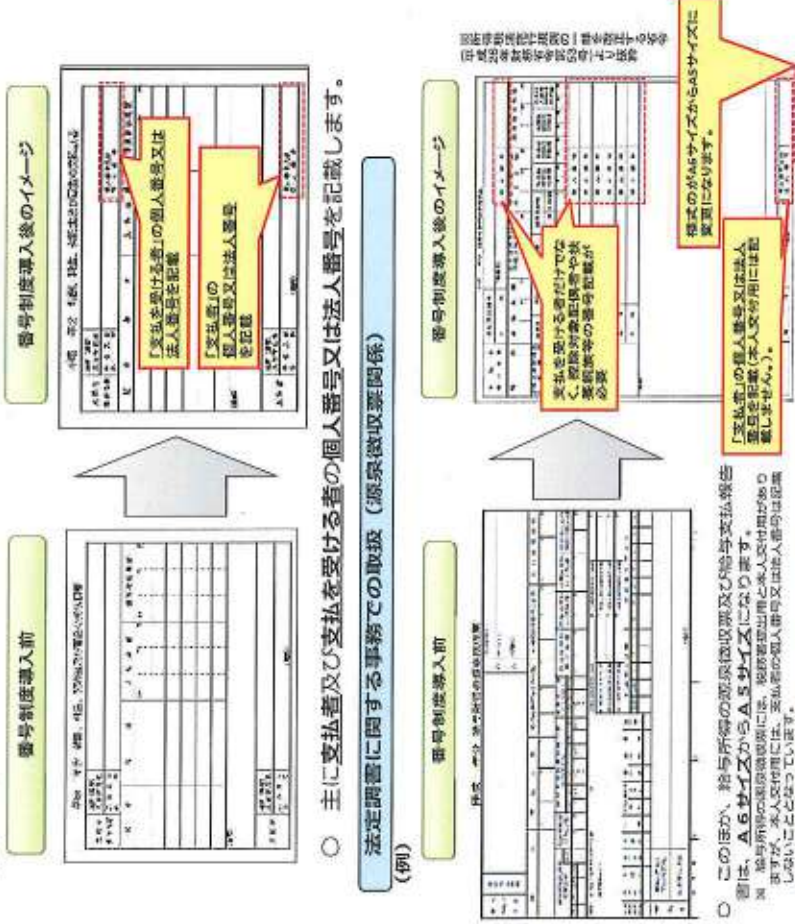
その上に基本方針の策定があります。基本方針は、イメージしたもので、基本方針の策定の重要性を説明していますが、義務付けはしていません。

(図4)

税務関係書類の主な変更点は以下のとおりです。

法定調査書に関する事務での取扱(法定調査書の主な変更点)

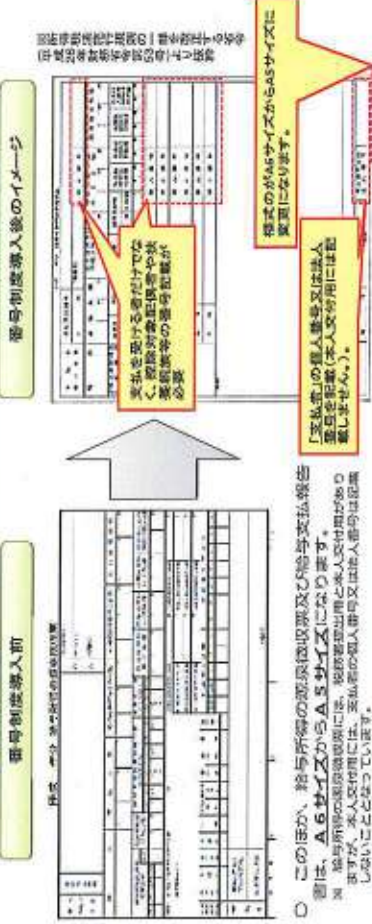
(例)



○ 主に支払者及び支払を受ける者の個人番号又は法人番号を記載します。

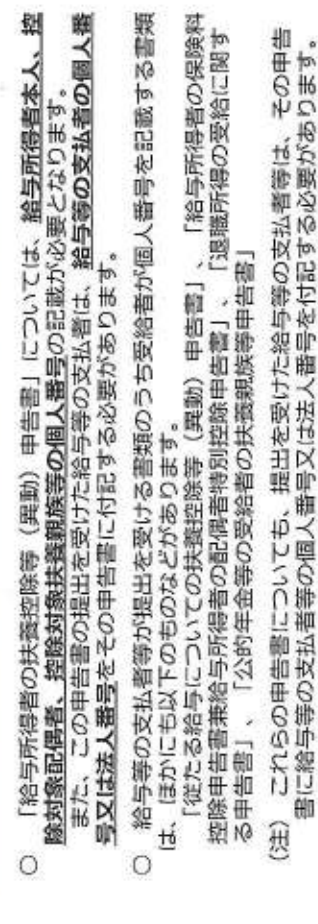
法定調査書に関する事務での取扱(源泉徴収票関係)

(例)



源泉所得税、個人住民税に関する事務での取扱(給与等の支払を受ける書類の主な変更点)

(例)



○ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」については、給与所得者本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の個人番号の記載が必要となります。

また、この申告書の提出を受けた給与等の支払者は、給与等の支払者の個人番号又は法人番号をその申告書に付記する必要があります。

○ 給与等の支払者等が提出を受ける書類のうち受給者が個人番号を記載する書類は、(ほかに以下のようなものなど)があります。

「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」、「給与所得者の保険料控除申告書兼給与と所得者の配偶者特別控除申告書」、「退職所得の受給に関する申告書」、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」

(注) これらの申告書についても、提出を受けた給与等の支払者等は、その申告書に給与等の支払者等の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

保管・廃棄

宮本会員 一定の期間を経過すると削除又は廃棄しなければならない。この点についてはいかがでしょうか。

其田事務局長 法令で一定期間保管が義務付けられている書類等については、その書類に記載された個人番号は、その期間保管することが出来ます。

ところで誰かの個人番号が出回っているのが漏れているに違いないというものを、クレーンが落ちたときに、保有する番号の管理方法や、要らなくなった番号の廃棄方法などを説明できるものにしていくことは、大変重要です。

廃棄は、作成事務を処理する必要がなくなった場合、書類の保存期間が終わったときには、速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

書類の作成事務を処理する必要がある場合は、継続的に保管できる場合の事例ということで、例えば従業員を雇っている間は、毎年源泉徴収票を使うので、保有してよい。

土地の賃貸借契約の場合には、最初にいただいた後、継続して保有してよい。

個人番号の廃棄のタイミングですが、廃棄の時期の見直しを行い、その期限が来たものを廃棄する

ことを組む際に金融機関に提出するところのケースがあります。仮に金融機関等に提出する際、番号が源泉徴収票に載っていたときには、黒塗り等の見えない措置は必要なのではないでしょうか。

坂田会員 7年間という期間保管が義務付けられている書類等については、その書類に記載された個人番号は、その期間保管することが出来ます。

と聞いています。

宮本会員 クレーンが落ちたときに、番号が源泉徴収票に載っていたときには、黒塗り等の見えない措置は必要なのではないでしょうか。

坂田会員 7年間という期間保管が義務付けられている書類等については、その書類に記載された個人番号は、その期間保管することが出来ます。

ところで誰かの個人番号が出回っているのが漏れているに違いないというものを、クレーンが落ちたときに、保有する番号の管理方法や、要らなくなった番号の廃棄方法などを説明できるものにしていくことは、大変重要です。

廃棄は、作成事務を処理する必要がなくなった場合、書類の保存期間が終わったときには、速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

書類の作成事務を処理する必要がある場合は、継続的に保管できる場合の事例ということで、例えば従業員を雇っている間は、毎年源泉徴収票を使うので、保有してよい。

土地の賃貸借契約の場合には、最初にいただいた後、継続して保有してよい。

個人番号の廃棄のタイミングですが、廃棄の時期の見直しを行い、その期限が来たものを廃棄する

ことを組む際に金融機関に提出するところのケースがあります。仮に金融機関等に提出する際、番号が源泉徴収票に載っていたときには、黒塗り等の見えない措置は必要なのではないでしょうか。

坂田会員 7年間という期間保管が義務付けられている書類等については、その書類に記載された個人番号は、その期間保管することが出来ます。

あるとします。

重藤課長 個人番号の保護措置を税務調査でチェックをするときは、番号がないとダメです。番号の関連については、例えば法定調査書を監査に行ったときに番号を確認することはありましかつ、保護措置の観点からの調査は税務署では行いません。

坂田会員 スケジュールの中で一番早く対応が必要なのは、給与所得の扶養控除等申告書と関係します。事務上、利用が始まる前にこの番号を従業員に書いてもらいたいということになります。これはできるのでしょうか。

重藤課長 所得税は、一般的には平成28年の確定申告から番号付きの申告書が提出されることになります。

法人税は、平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から番号が記載されます。したがって平成28年1月1日から事業年度が始まり、平成28年12月末に決算を組み、平成29年の2月末までに申告していくのが一般的な流れになります。

法人であれば、平成28年に設立して最初の決算期が年の途中にくるという場合、個人であれば、平成28年の途中で出国するという場合があります。このような場合には、平成28年中から番号付きの申告書を提出していただくこととなります。

法定調査書、平成28年1月1日以降の支払に係るものから番号付きのものを提出していただくという点が、必要になってきます。

申告書と申請書等の各種

様式については、前記のの様式のイメージを国税庁ホームページ上において公表し、順次確定させていきます。最終的に確定するまでは、細かい部分の修正や規制改正により内容に差異があることにご留意ください。

坂田会員 スケジュールの中で一番早く対応が必要なのは、給与所得の扶養控除等申告書と関係します。事務上、利用が始まる前にこの番号を従業員に書いてもらいたいということになります。これはできるのでしょうか。

其田事務局長 10月に番号が配られ始めたらすぐにその作業を準備行為として進めてほしいという要望があります。いま政府内部で10月から準備に入れるように調整をしたいということで検討が進んでおります。

(※追記情報・平成28年2月1日に内閣府ホームページ(マイナンバー社会保険・税務情報)で「個人番号の利用開始(平成28年1月)以前に、個人番号関係事務のために、あらかじめ個人番号を収集することが可能」である旨の情報提供がなされました。)

宮本会員 制導入時にわれわれの業務が滞りすることのないよう、柔軟な取扱いをお願いします。

本会としてもこのマイナンバー制度の周知に努めてまいりますので、ぜひ会員におかれましてはご協力をお願い申し上げます。

税理士の役割をPR

～視察時の1コマ～

※関係税政連・後援会の役員に皆様、ご協力ありがとうございました。
提供があった写真のみ視察日順で掲載しています。(順不同)



1月28日 松島みどり議員



1月28日 小田原深議員



2月4日 辻清人議員



2月4日 山花都夫元議員



2月5日 平将明議員



2月7日 中川雅治議員



2月10日 石原伸晃議員



2月10日 松原仁議員



2月10日 長島昭久議員



2月12日 山田美樹議員



2月12日 海江田万里前議員



2月16日 菅原一秀議員



2月16日 萩生田光一議員



2月16日 井上信治議員



2月16日 藤田憲彦元議員



2月25日 初鹿明博議員



2月26日 大西英男議員



3月10日 小池百合子議員

延べ32名が税務支援を視察

今年も、確定申告期の税務支援の無料相談会場を関係国会議員等が視察した。視察した議員からは、「いくら電子申告が増えても、高齢者には丁寧な指導や相談対応が必要だ」という声も出た。今後も確定申告期の税務支援の無料相談会場の視察税理士の親身になって相談を受ける態度が区民の信頼を得ているのだなどの声

があった。視察後、税理士と議員交換をした議員は「消費税に軽減税率が導入されることになった場合は、混乱が起きるのでは」との懸念の意見も出た。今後も確定申告期の税務支援の無料相談会場の視察以外にも「現場感」を大切にし、関係国会議員等との交流を深めていきたい。

税務支援視察の実施一覧(実施日順)

日付	視察者	党派	選挙区	会場
1/28 水	松島みどり議員	自民党	東京14区	墨田区みどりコミュニティセンター
2/2 月	小田原 深議員	自民党	東京21区	多摩市役所西会議室
2/2 月	小倉将信(秘書)	自民党	東京23区	多摩市役所西会議室
2/4 水	越智 隆雄議員	自民党	東京6区	三茶しゃれなあと(世田谷区)
2/4 水	山花都夫元議員	民主党	東京22区	三鷹市公会堂
2/4 水	辻 清人議員	自民党	東京2区	月島特別出張所
2/5 木	伊藤達也(秘書)	自民党	東京22区	船橋市地域振興プラザ
2/5 木	平 将明議員	自民党	東京4区	大田文化の森タワー
2/6 金	長島 昭久議員	民主党	東京21区・比	船橋市第三文化センター
2/7 土	勝米議員	自民党	東京17区	金町地区センター
2/7 土	中川 雅治議員	自民党	参・東京都	東京メトロ東京駅行幸通り
2/8 月	小倉 将信議員	自民党	東京23区	町田市鶴川市民センター
2/9 月	石原 宏高議員	自民党	東京3区	きゅりあん(品川区)
2/10 火	石原 伸晃議員	自民党	東京8区	浜田山会館・久我山会館
2/10 火	松原 仁議員	民主党	東京3区・比	雪谷特別出張所・きゅりあん(品川区)
2/12 木	長島 昭久議員	民主党	東京21区・比	昭島市役所
2/12 木	山田 美樹議員	自民党	東京1区	東京メトロ九段下駅
2/12 木	辻 清人議員	自民党	東京2区	文京区民センター
2/16 月	菅原 一秀議員	自民党	東京1区	高輪区民センター
2/16 月	萩生田光一議員	自民党	東京24区	練馬区役所石神井庁舎・本庁舎
2/17 火	井上 信治議員	自民党	東京25区	八王子市役所
2/17 火	藤田憲彦元議員	民主党	東京4区	瑞穂町民会館他
2/18 水	菅 直人議員	民主党	東京18区・比	大田区役所本庁舎2F
2/18 水	嶋下一郎(秘書)	自民党	東京13区	大田区役所
2/23 月	大田昭宏(秘書)	公明党	東京12区	武蔵野市役所
2/24 火	白 眞助議員	民主党	参・全国比例	足立区役所本庁舎
2/24 火	山田 美樹議員	自民党	東京1区	北とびあ(北区)
2/25 水	初鹿 明博議員	維新の党	東京16区・比	豊島区生活産業プラザ
2/26 木	大西 英男議員	自民党	東京18区	東京税理士会西谷支部
3/10 火	小池百合子議員	自民党	東京10区	タワーマーシャル船堀
				タワーマーシャル船堀
				豊島区生活産業プラザ



私のスマホ

三ツ寺 俊行

(立川)

昭和40年代生まれ、映 画「私をスキーに連れて 行け」の世代である。自 動車免許のない頃は、 詰めがきつくて、耐え ない。自動車免許取得後 は、大変運送の運転に耐え 映画の世界に憧れなが ら、リットと待たせて大 勢のインテリを毎年目撃 していた。 スーパーマーケットも、 しか、私の周りの同 世代の多くの者も同じよ うであるが、家族・子供 ができて、インテリから 離れた。冬から春に繁 花期を迎える税理士業 仕事に選んだしまった。 時は流れ、仕事にも慣

ほのぼの喫茶室 [端午の節句に兜を飾る]

構成/菅乃廣 画/ながさわとろ



風を読む

後援会便り

第2期定期総会を開催

大西英男後援会

「税理士による大西英男 後援会」は3月28日、第2 期定期総会並びに懇親会を ターナーホール船堀(江戸川 区)において開催した。 大西英男衆議院議員は、 昨年度の第4回衆議院議

員選挙において東京18区か ら国民公認で出馬し、2 期目の当選を果たした。 総会は、東京税政連から 高橋三 副会長並びに秋元 弘光副幹事長の出席を頂 き、まき嶋美夫(江戸川



大西議員を囲んで、右が寺嶋前会長・左が石田新会長

北後援会会長の挨拶の後、 大西議員による国政報告が

行われた。限られた時間の中ではあったが、これまで の国会活動の様子や今後の 国政に対する思いを熱心に 語られた。

議事においては、活発な 意見交換を遂げ、役員変更 を含めた議案のすべてが原 案通り承認可決された。 新たに選出された石田肇 (江戸川南)後援会会長が 後援会活動に対する抱負を 述べ、来賓の高橋副会長か ら挨拶を頂き、盛会のうちに 総会を終了した。総会終了後、懇親会を行い、積極 的な意見交換を行った。

今後も石田肇新会長のもと、江戸川北・南税政連と連 携を密にし、後援会活動を より充実させていきたい。 (幹事長 岩崎信幸)

後援会活動の予定

- 4月23日 税理士による小 倉総後援会 日銀員学 会他
- 4月28日 平将明を囲む税 理士の会 定期総会
- 7月3日 秋生田光一を支 える会 定期総会

SNS社会

長男の中学受験が無事 に終わり、約英通のスマ ートフォンを購入した。 りんごのマークがはいっ た、私が使用しているものより新しい型のスマ ートフォンである。大勢の 長男は、次々とスマ ートフォンを多量にロ ードしていく。今まで妻の スマートフォンで遊んで いたため、手馴れた手 づみである。

1. シャルネットウーキン グカーとよばれる アリケーションを多量 にロードした途端に、次々としてメッセージが送信 されてくることだ。



長男に聞いたところ、 かなり多くの友達にSN Sを利用していること、 どのクラスの友達とも グループを作り、やりこ めていることだ。

一家に1台、黒電話し かなかった時代には、友 達と連絡を取るの是一大 事であった。友達の家へ 電話をするのはとても緊 張したことを思い出す。 だがそんな経験が、目上 の人に対する敬語や、挨拶の仕方を覚えるきっかけとなったように思えるのは私だけだろうか。

夜の11時を過ぎても、 長男のスマートフォンは 着信音は鳴り止まない。(N・K)

Support 2015 1口 5000円

税政連 サポート募金ご協力をお願いします。

「税政連サポーター募金」は政治資金規正法の関 係上、個人の税理士の方を対象としております。 法人にお勤めの方がお振込をされる場合は個人名 をご記入下さいませ。ようお願い申し上げます。ま た、個人の方についても日本国籍を有する方に限 らせていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

計 報

ご賞賛をお祈りいたします

野村 富雄氏
荒川税政連元会長(荒川)
平成27年1月25日78歳

稲葉 紀夫氏
本連元国対委員(練馬 東)
平成27年1月28日74歳

和田 登氏
西新井税政連元会長(西 新井)
平成27年3月29日88歳